

## ブリヂストン健康保険組合が保有する個人情報の第三者提供に関する「黙示の同意」について

個人情報保護法では、個人情報取扱い事業者(健康保険組合など)は、あらかじめ本人の同意を得ないで個人情報(個人データ)を第三者に提供してはならないとされていますが、被保険者等への保険給付等のために通常必要な範囲の利用目的のうち、被保険者等にとって利益となるもの、または医療費通知など健保組合の負担が膨大であるうえ、明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者等本人にとって合理的であるとは言えないものの利用範囲について、ホームページへの掲載等によりあらかじめ公表しておき、被保険者から特段明確な反対・留保の意思表示がないものについては、「黙示による包括的な同意」が得られたものとして取扱ってよいこととされています(厚生労働省の「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインについて(平成16年12月27日保発第1227001号厚生労働省保険局長通知)」)。

従いまして当組合では、以下の事項に関して、その趣旨に該当するものとして、被保険者または被扶養者から特段のお申し出がない場合は、「同意(黙示)」を得られているものとして扱わせていただきます。同意されない方、ご相談を希望される方につきましては、理由等を文書に記載し当組合へお申し出てください。

なお、同意及び留保は、その後の被保険者または被扶養者の申出によりいつでも変更することが可能です。

### 【黙示による包括的な同意として扱う事項】

- ・医療費通知を世帯ごとにまとめて行うこと。
- ・健康保険被保険者証または資格確認書・高齢受給者証・限度額適用認定証・特定疾病療養受療証・給付金支給決定通知書・給付金不支給決定通知書の交付、負傷原因照会文書・Pep Up登録用通知・ジェネリック医薬品差額通知・柔整療養費通知・重複受診通知・多剤処方通知・ファミリー健診案内文書の送付を、事業主または被保険者経由(両方経由の場合も含む)で行うこと。
- ・海外派遣者並びにその帯同被扶養者のうち個人番号を健保で登録済みの加入者に対して交付する「資格情報のお知らせ(マイナンバー下4桁含む)」を事業所にご登録いただいている国内連絡先(親族等)へ送付すること。

以上